

令和2年度

鹿児島市ロタウイルス感染症定期予防接種 実施上の留意事項

令和2年10月1日施行の予防接種実施規則の改正（ロタウイルス感染症）に伴うもののみ記載

【目次】

	ページ
1 概要	1
2 接種対象者への個別通知（予診票の送付）	1
3 実施手順	1・2
4 留意点	3
5 委託料（消費税相当額を含む）	3
6 委託料の請求及び支払い方法	4
7 その他	5

注意

ロタウイルスワクチン接種後1～2週間以内は、腸重積症に注意してください。
被接種者がおう吐や血便を繰り返す時は、医療機関をすぐに受診することを指導するとともに、ロタウイルスワクチンの接種を受けた旨を受診医療機関へ伝えるよう指示してください。

また、貴院以外の医療機関を受診する場合、貴院まで連絡するよう指示してください。

- 【腸重積の症状】 ●突然激しく泣く ●嘔吐を繰り返す ●便に血が混じる
- ぐったりして顔色が悪い
 - 機嫌が良かったり不機嫌になったりを繰り返す

【お問い合わせ先】

鹿児島市保健所 保健予防課 感染症対策係
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
TEL(直通)：099-803-7023
FAX(代表)：099-803-7026

1 概要

対象疾病	ワクチン	接種対象年齢	回数	接種間隔等	接種量(mL)	接種方法
ロタウイルス感染症	ロタリックス(1価)	出生6週0日後～24週0日まで	2回	27日以上の間隔をあけて2回	1.5	経口
	ロタテック(5価)	出生6週0日後～32週0日まで	3回	27日以上の間隔をあけて3回	2.0	

※両ワクチンとも、初回接種については、生後2月に至った日から出生14週6日後までの間を標準的な接種期間として実施すること。出生15週0日後以降の初回接種については安全性が確立されておらず、出生15週0日後以降に初回接種をおこなう場合、十分に説明を行い、同意を得られた場合に接種すること。

2 接種対象者への個別通知（予診票の送付）

予診票の種類	送付時期
ロタウイルス感染症	<ul style="list-style-type: none">令和2年8月生まれの対象者へは、9月中旬に他の予防接種とあわせて送付。令和2年9月生まれの対象者へは、10月中旬に他の予防接種とあわせて送付。令和2年10月以降の生まれの対象者へは、誕生月の翌月に他の予防接種とあわせて送付。

予診票の紛失、不達等により手元に予診票がない場合は、保護者からの依頼により送付します。

また、対象となる転入者へは、転入された月の翌月に送付します。

3 実施手順

(1) 対象者の確認

- ① 鹿児島市民でない方への接種については、鹿児島市から委託料は支払われません。
- ② 1価、5価どちらのワクチンを接種するか保護者と確認してください。2回目以降のワクチンは、1回目に接種したものと同一種類のワクチンを使用してください。
- ③ 対象週数の期間内であるか、接種間隔があいているかを母子健康手帳等で確認してください。

※接種対象年齢や接種間隔等については、上記の「概要」や「ワクチンの添付文書」等を参考にしてください。

(2) 予診票の記入

- ① 予診票は、2枚複写（保健所提出用と医療機関控用）になっています。
- ② 予診票右上の「予防接種シール貼付欄」に8桁の数字（宛名番号）を記したシールが貼付（もしくは手書きで記載）してあるかを確認してください。ない場合は、保健予防課にお問い合わせください。
- ③ 予診票左上の欄に、今回接種するワクチンを○印で囲んでください。2回目以降の接種の場合は、前回までの接種日も記入してください。

(3) 医師の予診・説明

- ① 体温を測定してください。
- ② 接種前に、医師は予診票をチェックし、必要に応じて追加質問し、さらに診察した上で、接種の可否を決定してください。
- ③ ワクチンの効果、副反応、健康被害救済制度等について保護者に十分説明をし、保護者が理解し、同意していることを確認してください。

(4) 署名

- ① 接種可能となった場合、医師記入欄の（実施できる）に○印と、医師署名又は記名押印をしてください。
- ② 予診票下の保護者自署欄（同意します・同意しません）のいずれかに○印と、保護者署名（フルネームで）を記入してもらってください。

(5) 接種

- ① 予防接種関係法令、ワクチンの添付文書等に従って接種してください。
 - ・関係法令等：予防接種法、予防接種法施行令、予防接種施行規則、予防接種実施規則、定期の予防接種実施要領
 - ・冊子：予防接種ガイドライン等
 - ・ホームページ：厚生労働省ロタウイルスホームページ
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iry_ou/kenkou/kekkaku-kansenshou03/rota_index.html)
公益財団法人予防接種リサーチセンター
(<http://www.yoboseshu-rc.com/>)

※接種に際しては接種液が封入されている容器より直接、全量をゆっくりと経口投与する。他の薬剤や溶液と混合してはならない。

- ② 接種後は、予診票下の実施場所・医師名・接種年月日・使用ワクチン名及び接種量を記入してください。接種年月日は楷書体で明瞭にお願いします。特にゴム印を使用される際は、不明瞭にならないようにしてください。

(6) 母子健康手帳への記載

- ① 予防接種後は母子健康手帳の「予防接種の記録」欄に接種年月日・使用ワクチンロット番号・実施場所等の記入をしてください。
- ② 保護者が母子健康手帳を持参しなかった場合には、「予防接種済証」に必要事項を記載してお渡しください。
- ③ 「予防接種済証」の様式は、本市ホームページからダウンロードできます。
鹿児島市ホームページ＞子どもの予防接種＞予防接種済証の交付

(7) 予診票の保管

予診票（医療機関控用）はカルテに貼付し5年間保管しておいてください。

4 留意点

- ・対象者から、腸重積症の既往歴があることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了した者を除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者は除きます。
- ・経口投与後に接種液を吐き出したとしても追加の投与は必要ありません。
- ・ロタウイルスワクチンは、安全性の面から、接種対象となる期間が限定されているため、接種対象となる期間を超えた場合には定期接種・任意接種のいずれも受けることができません。また、長期療養特例の対象ではありません。
- ・原則として同じワクチンで決められた回数の接種を完了する必要があります。ただし、1回又は2回接種した後に転居した際、転居後の定期接種を実施する市町村において、経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン又は五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンのいずれか一方の接種しか実施していない等の理由により、原則によることができないやむを得ない事情があると当該市町村長が認める場合（要相談）には、次に掲げる方法で接種することができます。

1回目	2回目	3回目
□タリックス	□タテック	□タテック
□タテック	□タリックス	□タリックス
□タテック	□タテック	□タリックス

※それぞれの接種間隔は、27日以上とする

5 委託料（消費税相当額を含む）

(1) 委託料単価

対象疾病(ワクチン)		委託料単価
ロタウイルス感染症	経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン (□タリックス)	14,663円
	五価経口弱毒生ロタウイルスワクチン (□タテック)	9,636円

(2) 接種不可者委託料

令和2年度の1件あたりの接種不可者委託料（消費税及び地方消費税の額を含む）は次のとおりです。

	1件あたりの単価
接種不可者委託料（予診料）	3,168円

※接種不可者とは、予防接種前の予診の結果、異常が認められ当日の予防接種が不相当と判断した者をいいます。ただし、診療を行った場合には接種不可者の対象とならないのでご注意ください。

6 委託料の請求及び支払い方法

	市医師会会員の医療機関	市医師会会員ではない医療機関
提出書類	① 鹿児島市定期予防接種請求書兼内訳書（3枚複写） (3-2)、(3-3) …市医師会へ提出 (3-1) …各医療機関で保管 ② 予診票（2枚複写） 1枚目…市医師会へ提出 2枚目…各医療機関で保管	① 予防接種委託契約実施報告書 ② 請求書 ③ 予診票（2枚複写） 1枚目…保健所へ提出 2枚目…各医療機関で保管
提出期限	接種した翌月10日まで	接種した翌月15日まで
提出先	鹿児島市医師会事務局	鹿児島市保健所
振込時期	本市が市医師会から請求書を受領後、30日以内に市医師会へ支払い、その後、市医師会から各医療機関に支払われます。	本市が各医療機関から請求書を受領後、30日以内に指定された口座に支払われます。

- ・ 予診票の署名の記入漏れがないこと等不備がないことを確認してください。
- ・ 4種混合、ヒブ感染症、日本脳炎等の接種が複数回ある予診票と同様に、接種回数の順番ごとに揃えてから添付してください。

令和2年度 予防接種委託契約実施報告書

(令和 年 月分)
令和 年 月 日

所在地及び名称
鹿児島市長 殿 代表者氏名

委託契約に基づき、予防接種委託業務を下記のとおり実施しましたので、委託契約第8条の規定に基づき、関係書類を添付し報告します。

記

予防接種名	委託単価	件数	委託料（円）
4種混合	11,638円		円
3種混合	6,839円		円
ポリオ	10,373円		円
BCG	9,108円		円
ヒブワクチン	8,932円		円
小児用肺炎球菌	12,298円		円
麻しん・風しん混合	第1期 11,088円		円
	第2期		円
麻しん	第1期 7,491円		円
	第2期		円
風しん	第1期		円
	第2期		円
2種混合	4,983円		円
日本脳炎	第1期 7,953円		円
	第2期 7,128円		円
	特例 (1期・2期各1回)		円
子宮頸がん	16,753円		円
水痘	9,328円		円
B型肝炎	6,750円		円
その他(ロタリクス)	14,663円		円
その他(ロタテック)	9,636円		円
予診料(接種不可者)	3,150円		円
合計		件	円

ここへ手書きしてください

【保健所長印欄】

交付印	課長	係長	係	組合

7 その他

「鹿児島県相互乗り入れ制度」について

鹿児島県医師会が実施している相互乗り入れ制度に参加している医療機関については、鹿児島市外に住民登録がある者でも公費負担による定期接種が可能です。その際、使用する予診票は住民登録がある自治体のものになります。（令和2年10月1日より定期のロタウイルスワクチンも接種可能となります）

「償還払い制度」について

鹿児島市に住民登録がある者が里帰り等の理由により、県外（任意のロタウイルス、麻しん風しん及びおたふくかぜは市外も含む）の医療機関において予防接種を公費負担にて接種しようとする場合、必ず、接種前に手続きを行う必要があります。保護者から相談があった場合には、保健予防課をご案内いただきますようお願いいたします。

【対象となる予防接種】

- ・定期予防接種(高齢者のインフルエンザ及び肺炎球菌を除く)
- ・乳児ロタウイルス予防接種(任意予防接種)
- ・麻しん風しん予防接種(任意予防接種)
- ・おたふくかぜ予防接種(任意予防接種) ※令和2年7月1日から